

《 平成27年度 帯広市森林整備計画実行管理推進チーム 会議要旨報告 》

日 時 平成28年2月15日 (月) 10時00～11:30
場 所 帯広市役所 10階 第3会議室
出席委員 前川チーム長、樋口副チーム長
我妻委員、満田委員、舟生委員、那賀島委員、水間委員、松本委員、猿渡委員、
五十嵐委員、荒川委員

会議次第

1. 開 会 樋口副チーム長による開会及び進行
2. 挨拶 前川チーム長による
3. 議 事 樋口副チーム長が議長として進行

(1) 帯広市森林施業計画(第12次市有林施業概要)について
別紙 資料により事務局説明

(2) 地域課題について

ア. 伐採跡地の解消(現況の把握)

イ. 未施業の森林所有者への働きかけ

別紙 資料により事務局説明

別紙 「北海道における造林未済地解消の取組」により、A委員説明

4. その他について

情報の提供等

国有林における森林総合監理士等による市町村への協力の推進について、G委員より説明

5. 閉 会 樋口副チーム長による閉会

【事前配布資料】

(1) 帯広市森林施業計画(第12次市有林施業概要)について

【当日配布資料】

(2) 構成組織・出席者名簿

(3) 式次第・地域課題について

【当日追加資料】

(4) 北海道における造林未済地解消の取組

【決定事項】 伐採届出後の現地調査を平成28年度以降市・振興局・森林組合の3者で取組む。

【決定事項】 伐採届出後の現地調査を平成28年度以降市・振興局・森林組合の3者で取組む。

【次回の課題】 ・防風保安林の皆伐と更新方法について

・伐採届出後の現地調査方法について

・現地調査後の対応について

【議事内容】

1) 帯広市森林施業計画（第12次市有林施業概要）について

別紙資料に基づき主な変更内容について、事務局より説明。

〔質疑等〕

事務局 P.12 防風保安林の皆伐について、林帯の真ん中は日当たりが悪いため成長が遅く、更新を図っていくのが難しい現状である。他町村等の事例があれば教えて頂きたい。

A 委員 他町村も防風保安林を長伐期施業にしているところが多く、また、保安林制度の制約がかかるため難しいと考えている。現在、特効薬は見つかっていない。

事務局 市の場合、数m幅しかないような細い林帯の小班が多く、一つの林帯に整理し、真ん中の層を天然化させていきたいと考えている。

B 委員 人工林の中に天然生えの稚樹、幼樹などがあり、天然林化は見込めるのか。

事務局 防風保安林の中に細い天然林の林帯を持つ部分もあり、その天然林を広げていきたい。真ん中の林帯を天然林として維持することにより生物多様性の保全にも寄与しつつ、畑側の防風保安林を定期的に伐採していくことで、隣接の畑からの要望にも対応したい。防風保安林の施業方法に関しては、今後の会議でも相談させていただきたい。

A 委員 本庁の治山課と防風保安林の更新に向けた意見交換会を開き、保安林制度の制約と技術的知見から可能な更新方法について協議した。本庁で改善策を検討しているため、来年度以降の会議で情報提供していきたい。

2) 地域課題について

ア. 伐採跡地の解消（現況の把握）に基づき事務局より説明。

別紙資料の追加による、北海道における造林未済地解消の取組について、松本委員より説明。

[質疑等]

B 委員 市・振興局・森林組合が協力して造林未済地解消に取り組んでいきたい。

C 委員 林務課も協力します。班体制で調査を進めれば効率的ではないか。

B 委員 図面を市で用意してもらい、地区毎に分けて見ていきたい。

事務局 目視で天然更新を確認できるものから調査を進めていき、調査面積を減らしていきたい。
詳細については後日相談させていただきたい。

D 委員 伐採の際に森林組合から植栽を勧めているが、所有者の高齢化や造林後の後継者がいないという問題があり、植栽が難しい方もいる。現地調査の結果、植栽が必要と判断された場合、どうしていくのか。

事務局 調査を進めていくとそのような問題点が出ることも想定される。森林調査簿の精度を高めるためにも調査は必要であり、対応できるものからやっていきたい。

B 委員 森林組合で流動化の斡旋をしているのか。

D 委員 森林組合で条件が合えば買うこともある。森林を売りたいという話はあるが、森林への進入口が畑を通るしかない場所もあり、なかなか斡旋できない。

伐採跡地になっているものの多くは、森林組合以外の業者が土地を買い伐採だけしてそのままになっているものが多い。

A 委員 土地ごといらないと考えている所有者は流動化していくしかない。森林の売買情報の共有が出来る場所を作っていけないだろうか。

事務局 広尾町森林組合では広報誌で売買情報を取り扱っているが、広尾地域は売買が多いのか。

A 委員 南部地域の情報は分からない。西十勝森林組合では、森林の斡旋などをしており町内へチラシを全戸配布している。

E 委員 西十勝森林組合は所有者（売り手）と買い手の仲介役だけを担っている。

事務局 市の場合、畑の縁や段丘の傾斜部分が多く、なかなか斡旋が難しい場合が多いかもしれない。

E 委員 森林の売買には様々な問題が想定されるが、所有者に話を聞き個別に対応していくしかない。

B 委員 3 h a 以上の造林未済地を持っている所有者へのアンケートでは、市町村から造林の勧めがないという回答が多く、造林補助制度についての理解も少ないという結果が出た造林補助制度を周知していきたい。

事務局 関係機関の協力のもと調査を進め、現状把握後に対応を考えていきたい。
ところで、人工林の伐採後に天然更新は認められるのか。

B 委員 認めている。そのために天然更新完了基準書を定めている。

E 委員 人工林の後は人工林が適しているため、植栽することが理想ではある。

B 委員 人工林の伐採後に確実に植栽するためには、市町村整備計画に植栽指定をするのが望ましい。

事務局 植栽指定を設けるのは難しい。

イ. 未施業の森林所有者への働きかけに基づき事務局より説明。

[質疑等]

D 委員 R企業の担当者と打合わせを進めているが、所有面積が大きく、一度に話されても理解出来ないということで、提案を予定しているのは一部の雪害の復旧が必要な部分に限って、立木評価し、費用負担などの説明資料の準備を進めている。

事務局 R企業へ説明に行くときは森林組合が単独でいく予定か。

D 委員 事業に結びつくまでは3者で協力していきたいと考えている。
(事務局・関係委員 了解した。)

3 その他

[質疑等]

F 委員 森林売買の際に税金の控除はあるのか。また、山林の適正な売買の価格はいくらか。

事務局 山林所得に関しては森林経営計画に加入していれば所得税控除の制度があるが、詳細については税務署に確認していただきたい。

D 委員 森林の値段は条件によって異なり、売り手と買い手の相談によって決まる。

G 委員 森林を売りたいという話があるが、その場合は森林組合に相談していいのか。

D 委員 森林組合で買うことは難しいかもしれないが、相談には乗ります。

事務局 市にも森林を買ってほしいという話があるが、公有林化は難しい。

G 委員 寄付の場合はどうか。

事務局 森林までの道があるか、面で管理できるかなどの問題があるため、全ての寄付を受けるとは言えない。行政目的を果たせるかが重要である。

E 委員 森林を買いたい人もいた。そういう人への対応も合わせて考えていけると良い。

4 情報提供

G 委員 国有林における森林総合監理士等による市町村への協力の推進について、情報の提供と説明がなされた。

5 閉会

以上で閉会